受託事業等収益	△ 102,822			
寄附金収益	△ 184,151			
資産見返寄附金戻入	△ 704,633			
財務収益	△ 3,724			
雑益	△ 172,268			
臨時利益	△ 70,873	△ 3,609,415		
業務費用合計				33,959,315
Ⅱ　損益外減価償却相当額				3,753,858
Ⅲ　損益外減損損失相当額				—
Ⅳ　損益外利息費用相当額				11,966
Ⅴ　損益外除売却差額相当額				19,931
Ⅵ　引当外賞与増加見積額				37,028
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			△	17,950
Ⅷ　機会費用				
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	211,295			
政府出資の機会費用	467,448			678,744
Ⅸ　（控除）国庫納付額				—
Ⅹ　国立大学法人等業務実施コスト				38,442,893

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」(国立大学法人会計基準等検討会議平成24年１月25日）並びに「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省、日本公認会計士協会　平成24年３月30日最終改訂)等を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、プロジェクト研究、土地建物借料、移転費、建物新営設備費、平成23年度補正予算（第１号及び第３号）の成立により交付された運営費交付金のうち当事業年度に繰り越したもの及び期間進行基準を採用している運営費交付金債務を当事業年度に繰り越したものについては業務達成基準を、また退職一時金及び平成24年度補正予算（第１号）については費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、受託研究等収入により購入した償却資産については、当該受託研究期間を耐用年数として採用しております。主な資産の耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	３～50年
構築物	10～60年
工具器具備品	１～20年
車両運搬具	４～６年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされる職員に対する賞与については、賞与引当金は計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上方法

運営費交付金により財源措置がなされる職員に対するものについては、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、当事業年度末における自己都合要支給額に基づき計算された退職一時金の当期増加額を計上しております。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　評価基準

低価法を採用しております。

⑵　評価方法

移動平均法を採用しております。

ただし、重要性がないものについては、最終仕入原価法により行っております。

６．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

７．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計上方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。

なお、工具器具備品については、減価償却費相当額を計上しております。

⑵　政府出資の機会費用の計算に使用した利率

新発10年国債の決算日における利回りを参考に0.640％で計算しております。

８．リース取引の会計処理

リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

また、リース期間の中途において契約を解除することができないオペレーティング・リース取引の未経過リース料は以下のとおりです。

⑴　貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料	7,192千円
⑵　貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料	16,136千円

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

10．財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く）の端数処理

財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く）は、千円未満切捨により作成しております。